

令和3年

6月農業委員会総会議事録

本日の議事録署名人は、1番、若林主治委員、2番、橋本卓爾委員の御両名にお願いいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

6月委員会議事日程、議案第1号から議案第7号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1、阪本町の物件について、事務局、説明願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は阪本町で地目は田7筆、面積は合計4,877㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理、ハウスにて野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約22.7km、軽トラックで57分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、野菜栽培、水稻栽培されており、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は、譲渡することに同意されており、譲受人が申請地で野菜などを栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案書第1号、番号1については、許可することと決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号2、平井町の物件につきまして、事務局説明願います。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は平井町で、地目は田1筆、面積は1,004㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約0.5km、徒歩で3分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について、周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、梅の栽培をされており、譲渡人、譲受人に意思を電話で確認いたしました。譲渡人は、譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で梅の栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

この件につき、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、2番について、許可することと決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号3、福瀬町の物件につきまして、事務局の説明を願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で地目は田6筆面積は合計228.91㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約27m、徒歩で3分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺の農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

続きまして、地区担当の中林推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、果樹栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号3については許可することと決定いたします。

次に、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号7、久井町の物件について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は久井町で、地目は田3筆、面積は合わせて378㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、申請人は外構工事を営む個人からの要望により、露天資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在作付されておらず、遊休農地である。申請地を転用することによる周辺農地及び水路などへの影響はない。申請者に電話にて確認したところ、申請内容に間違いはなく、許可後、速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いた
します。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和
55年法律第65号）第18条の規定による農地利利用集積計画12件を別表のとおり
定めるものとする。

議案書7から9ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1から4、小田町、室堂町、池田下町、黒鳥町の物件について関
連があることから、一括説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番から4番について関連があることから、一括説明させていた
だきます。

物件の所在地は小田町、小田町三丁目、室堂町、池田下町、黒鳥町で地目は田11
筆、面積は合計7,858㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がな
いことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻野委員、前田委員、藤原副会長、西辻委員から受けまし
た調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いた
しました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培
する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし
た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号1から4については決定することとします。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第3号、番号5番・6番、室堂町、鍛冶屋町の物件について関連があることから、一括説明願います。

事務局

議案書8ページ、5番、6番について関連があることから、一括説明させていただきます。

物件の所在地は室堂町、鍛冶屋町で、地目は田3筆、面積は合わせて2,065㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の前田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号5番、6番については決定することといたします。

議案第3号、番号7・8・9、東阪本町の物件について関連があることから、一括説明願います。

事務局

議案書8ページ、7番、8番、9番について関連があることから、一括説明させていただきます。

物件の所在地は東阪本町で、地目は田1筆、畑5筆、面積は合わせて4,162㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手に意思確認をいたしました。貸し手は貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

橋本委員

ごめんなさい、ちょっと。前の井上さんの5・6の案件についても質問しようと思ったんですが、質問というよりも確認ですけれども、借り手の井上さん、5・6の、それから、7、8、9の小林さんと、この方の年齢というのは何歳ぐらいの方ですか。新規就農者の方だと思うんだけど、何歳ぐらいですか。

事務局

井上さんに関しては30代前半、小林さんに関してはもう50代前半やったと思います。

橋本委員

そうですか。

比較的農業を自分でやっている人間ということですね。

事務局

そうですね。

橋本委員

それで結構です。了解しました。

藤原副会長

議案第3号、番号7・8・9について、決定することといたします。

議案書9ページをお願いします。

議案第3号、番号10、上代町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、10番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で、地目は田2筆、面積は合計484㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の立花推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培休耕地であり、貸し手に意思確認をいたしました。貸し手は貸すことに同意されております。借り手は申請地で作物を栽培すること。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。

議案第3号、番号10については決定することとします。

議案第3号、番号11、芦部町の物件について事務局から説明願います。

議案書9ページ、11番について説明させていただきます。

物件の所在地は芦部町で、地目は田1筆、面積は991㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話にて意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。借り手は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号11については決定することといたします。

議案第3号、番号12、善正町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、12番について説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は田4筆、面積は合わせて1,571㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地はタマネギ栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。借り手は申請地で米、タマネギを栽培する予定とのこと。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

藤原副会長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。 これにつきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 議案第3号、番号12については決定することといたします。 議案書10ページをお願いいたします。 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置 法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格 者証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。 議案書10ページをお願いいたします。 議案第4号、番号1、池田下町の物件について事務局、説明願います。 議案書11ページ、1番について説明させていただきます。 物件は池田下町で、地目は田7筆、面積は合計1,948.44㎡でございます。 被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議 案書のとおりとなっております。 また、地区担当藤原藤原副会長と現地調査を行いましたところ、水稻栽培、果樹栽 培されており、営農していく意思を確認いたしました。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし た。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
藤原副会長	<p>事務局の説明が終わりました。 これにつきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 議案第4号、番号1について承認することといたします。 議案書12ページをお願いいたします。 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につ いて、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を別添のと おり公表する。</p>
事務局	<p>これについて、事務局、説明願います。 事務局の麓でございます。 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明させ ていただきます。 I、農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)。 1、農業の概要。</p>

耕地面積合計844ha、経営耕地面積合計317ha、遊休農地面積合計7.09ha、農地台帳面積合計1,116haでございます。

次に、農家戸数ですが、総農家数は1,107戸、自給的農家数766戸、販売農家数341戸、そのうち主業農家数は77戸、準主業農家数67戸、副業的農家数が197戸でございます。

農業者数は、農業就業者数が569人、うち女性が259人、農業就業者数のうち40代以下が91人でございます。

次に、経営数ですが、認定農業者75人、基本構想水準到達者17人、認定新規就農者8人、農業参入法人10法人でございます。

次に、2、農業委員会の現在の体制につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、14ページを御覧ください。

Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化。

1、現状及び課題ですが管内の農地面積844ha、これまでの集積面積43.9ha、集積率5.21%となっております。

課題といたしましては、農業従事者の減少・高齢化などによる遊休農地の増加、分散さく圃、営農条件などが、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっております。

次に、2、令和2年度の目標及び実績ですが、集積目標47haに対し、集積実績は45.3ha、うち新規実績が3ha、達成率は96.39%となっております。

次に、3、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画の目標設定の考え方として、市における農業経営基盤強化促進基本構想などにおいて、認定農業者などが地域の農用地に占める面積のシェア及び面的集積の目標を25%と設定しており、年次的にこの目標に近づくため、過去の実績などから設定している。農業委員会としても、市や農地中間管理機構、農協（円滑化団体）などと連携し、当該目標の達成を目指す必要がある。

活動実績は、年間を通じ、市や農地中間管理機構、農協（円滑化団体）などと連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望するもの、その他復元可能な遊休農地などについては、市単独整備事業の和泉市遊休農地再生利用事業などの利用促進を実施、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家などの農地については、地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員により、情報の収集、期間満了を迎える利用権設定の農地についてリスト化を行い、利用集積に努めたとなっております。

次に、4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価につきましては、過去の実績を勘案し、有効な計画である。活動に対する評価につきましては、成果が見える活動が実施できた。

続きまして、15ページを御覧ください。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1、現状及び課題ですが、新規参入の状況として、29年度新規参入者数は4経営

体で、取得した農地面積1.4ha、30年度新規参入者数は4経営体で、取得した面積は1.7ha、令和元年度新規参入者数は1経営体で、取得した農地面積2.6ha。課題としては、新たに農業経営を営もうとする者が少数である。

次に、2、令和2年度の目標及び実績ですが、参入目標を2経営体に対し、参入実績が7経営体ございましたので、達成状況350%となっております。また、参入目標面積につきましては、目標を1haに対し、参入実績面積が2.6haございましたので、達成状況は260%となっております。

次に、3、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は、新規参入希望者には、農地中間管理機構、市町村と連携を密にし、農地のあっせん、営農指導、補助金の申請などを支援する。活動実績は、就農計画の策定や補助金の案内など、市農政部局と連携し取り組み、4月、6月、10月、11月、2月、3月に、新規就農に係る特別審査委員会を開催したとなっております。

次に、4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価としては、過去の実績に勘案し、妥当な計画である。活動に対する評価としては、計画に対し十分な実績が得られた。

続きまして、16ページを御覧ください。

IV、遊休農地に関する措置に関する評価。

1、現状及び課題ですが、管内の農地面積851.1ha、遊休農地面積7.1ha、割合が0.84%。課題、高齢化と担い手不足により遊休化が進んでいる、耕作困難であり、利用集積・集約化に適さない農地がほとんどであり、荒廃化している。

次に、2、令和2年度の目標及び実績ですが、解消目標1haに対し、解消実績2.4haでしたので、達成状況240%となっております。

次に、3、2の目標の達成に向けた活動。

活動計画、農地の利用状況調査につきましては、調査員数31人、調査実施時期は8月から9月、調査結果取りまとめ時期は9月から10月、調査方法は農地パトロールでございます。また、農地の利用意向調査につきましては、調査実施時期が11月から2月、その他の活動については特にございません。

活動実績、農地の利用状況調査は、調査員数31人、調査実施時期は8月から9月、調査結果取りまとめ時期は9月から10月、農地の利用意向調査では、調査実施時期11月から2月、調査結果取りまとめ時期2月から3月。第32条第1項第1号の調査数が33筆、調査面積が2.1haとなっております。

次に、4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価としては、過去の実績を勘案し、妥当な目標である。活動に対する評価としては、利用状況・意向調査などにより、過去からの遊休農地につき一定は解消しているが、新規遊休農地の発生も増加している状況である。

続きまして、17ページを御覧ください。

V、現状及び課題ですが、管内の農地面積844ha、違反転用面積6.1ha、課題といたしまして、違反転用は、転用後であると転用目的によっては復旧費用が多

額になることが多く、違反転用者が即座に対応できない場合が多く、転用施行前の対応が必要であり、農地所有者への農地法などの周知が必要である。農地法を知りながら転用する案件も多く、抑止力のある対応策が必要である。

次に、2、令和2年度実績ですが、実績6.3ha、増減マイナス0.2haとなっております。

次に、3、活動計画・実績及び評価ですが、活動計画としては、農業委員及び農地利用最適化推進委員による担当地域での農地パトロールによる監視活動に努めるとともに、農業者などへ農地法などの周知に努める。

活動実績としては、令和2年12月2日、農地に産業廃棄物を置いている地権者に対し、違反転用に至った経過について事情聴取を行い、同年12月11日に、地権者が改善する意向を示す。令和3年3月24日に現地確認を行ったところ、改善されていなかったため、同月30日に文書にて原状回復するよう指示を行った。

活動に対する評価については、違反転用の復旧については多額の費用がかかるため、いまだ改善には至っていない。未然に違反転用を防げるよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員は地区担当ごとに日常のパトロール強化に努める必要がある。

続きまして、18ページを御覧ください。

VI、農地法などによりその権限に属された事務に関する点検。

1、農地法第3条に基づく許可事務。

1年間の処理件数が28件で、うち許可28件でございます。点検項目、具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2、農地転用に関する事務でございますが、1年間の処理件数は26件でございます。点検項目、具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3、農地所有適格法人からの報告への対応。点検項目、実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、4、情報の提供など。点検項目、具体的な内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、20ページでございます。

VII、地域農業者などからの主な要望・意見及び対処内容。

農地利用最適化などに関する事務については、要望・意見などは特にございませんでした。農地法などにより、その権限に属された事務についても、要望・意見などは特にございませんでした。

VIII、事務の実施状況の公表など。

1、総会などの議事録の公表は、ホームページにて公表しております。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、意見の提出件数はゼロ件です。

3、活動計画の点検・評価の公表。こちらについては、ホームページにて公表しております。

以上となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤原副会長	ちょっと長かったですけど、事務局からの説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。
橋本委員	確認ですけども、私、今年度初めて1年生の委員ですから、素朴なことよく分かんないんですけども、これは令和2年のいつからいつまでの活動のことですか。
事務局	これは令和2年度の活動になります。
橋本委員	令和2年度。ということは、私、去年7月に委員に就任しましたから、一定期間は委員じゃないということですね。そこも含まれているということですね、期間は。
事務局	はい、そうです。前任の委員様と今回の委員さんの合計した数字となっております。
橋本委員	この評価のシステム、よく分からないんですけども、異議なしというような形になるんですか。今、事務局から示されたこういうプランがありますね。目標とか今の様々数値がありますけれども、それについて私たちがというか、異議がないとか、少し疑問があるとかという、そういう形で評価するんですか。
事務局	特に今回異議がなければ、もうこのままホームページで公表のほうをしようと思うと、そういった形になっています。
藤原副会長	何か出すときに、この辺だけはちょっと修正してほしいという意見がございましたら。
橋本委員	そしたら、この計画づくりとか目標設定とかについて、全然私関わっていませんから、評価のしようがないわけですよ。
藤原副会長	これマニュアル化されているんだよね。
橋本委員	私の勉強不足だと思うんですけども、ですから、当然委員になるときに、このことについて事前に勉強しておく必要があったと思うんですけども、していないから、この目標が妥当なのかどうかということが分からないんです、全然。
事務局	今、おっしゃるとおりやと思いますけれども、事務局としましても、活動計画、前任の委員さんの活動計画を作成するときも、これで活動計画するということでホームページで公表しておりますので、それに対して、途中で任期は変わっているものの、今の委員さんも含めて、結果としてはこういう形になっていますという評価を、事務局が案として御提示させてもうてるところです。
橋本委員	少なくとも、国あるいは各都道府県もそうですけれども、今、農政の基本の柱として進めている人・農地プランとか、それについての学習会とか勉強会みたいなのがあったらある程度分かるんですけども、なかなかそういうのもない中で、この目標というのがどうなのかというのが、なかなか責任持って評価しにくいのは、これは私個人の意見です。
西辻委員	これはあれやろう、令和元年に計画やったやつあれやな。
事務局	そうです、そうです。昨年度、令和2年。昨年今頃、6月委員会にお諮りさせてもうています。
西辻委員	いつも毎年をやつやるから。
橋本委員	やっぱり私らの立場の場合には、保留ということも当然ありますね。こっちで評価

の賛成とか反対とかという意見の中に保留というようなこと、意見が分からないという、あっても当然でしょう。

事務局 皆さんで最終議決していただくことになると思うんですけども、そのときに最初の計画のときに私が参加していないので、今回のこの報告については保留させてもらうは、別に個人としてしていただくことはできると思います。

橋本委員 ということもあり得ますね。

藤原副会長 そのときは公表するときは、一部委員により保留意見があったとか……。

事務局 いや、最終的には委員会としての議決になると思いますので、最終的に過半数の人が賛成していただければ公表させてもらうということで。

藤原副会長 要は、附帯意見として補足説明入れることじゃないんですね。

事務局 それを入れるのも、入れるというのを皆さんが決めはったらそうなりますし。

橋本委員 私はけちをつける気は毛頭ありません。ただ、この数値目標とか具体的な状況というのはなかなか判断できにくいのでという、そのときにどうしたらいいですかという質問なんです。

事務局 個人の意見として言っていたらそれで結構やと思うんですよ。その中で保留されるなり、反対ですというのもありですし。

西辻委員 報告やさかい、あまり反対とか。

事務局 この報告の仕方は反対やというのか、どうか。

事務局 西辻委員おっしゃるように、事務局としましても、昨年作成した活動計画を冷静な立場で評価したらこういう形になってきていますということを議案として上げさせていただいているので、そこを御審議いただいたら。

橋本委員 反対というのはそもそもないでしょう。

藤原副会長 この部分だけ公表されると、委員として困るというのであれば、そこだけ削除するかそんな話になるのかな、今の話の内容は。

事務局 それも皆さんが削除するほうがいいという意見になればということですよ。

藤原副会長 これ、せやけど、全国的に同じような形の評価の仕方になっているから……

事務局 同じ様式の評価でいっています。

藤原副会長 活動計画で、特に和泉市だけ付記した、特化した部分はないんですね。

事務局 全然別個に上げた計画でもないんで、各市町村の農業委員会が目標として掲げている活動計画です。

藤原副会長 国のほうがある程度こういう方向でと示された中身についてやっているという考え方でいいですよ。

事務局 ですから、今言うている数字的で言えば数百%という、結果的にはそういう数字も出てこようかなと思うんですけども、あくまでもある一定の数字に基づいて、計画として前回御審議いただいて御可決いただいているので、その計画に基づきまして評価させていただいた結果となっております。

藤原副会長 あまり目標を低いめに、和泉市だけ独自でやって、ああ、できたって言うても、全国レベルからいったら、何やこの評価の仕方ということになりますわな。ある程度全

	<p>国的なレベルのところの形になってやっている。</p>
事務局	<p>そうですね。今の数字もたまたま数百%という数字は結果的には出たんですけども、ただ、また来年その結果が数百%って出てくるかどうかというのはなかなか難しいところやと思います。</p>
橋本委員	<p>この数字というのは、大阪府あたりから一定の基準というか、そういうのは示されるんですか。国・大阪府という形で。</p>
事務局	<p>大体示されますけれども、ただ、これしかあかんというわけじゃないんで。</p>
橋本委員	<p>それはそうでしょうね。</p>
藤原副会長	<p>せやけど、我が市だけレベルの低い目標設定やったら、一般に公表したらあまりいいことないですね。</p>
事務局	<p>公表したときに、かなり問合せの電話、連絡はあると思います。今までも、昨年からもそういう問合せはなかったんで。</p>
藤原副会長	<p>目標は何ぼでも高けりゃいいというようなものじゃなくて、ある程度達成可能な。</p>
事務局	<p>実現可能な目標。今回は数百%って一部ほんまに出ているところあるんですけども、それはそれで置いておいて、また来年度もそういう数字を目指してどうかということに提案させていただいています。</p>
藤原副会長	<p>先生、そんなもので。</p>
橋本委員	<p>それで了解です。</p>
藤原副会長	<p>よろしいですか。</p> <p>そのほかの方で御意見何かございますか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そしたら、これで公表していただくということで。</p> <p>それでは、議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別添のとおり策定し、公表する。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明させていただきます。</p> <p>22ページを御覧ください。</p> <p>まず、令和3年度の活動計画(案)の農林業センサスに基づいて記入と、そういった箇所があるのですが、こちらは2020年に行われました農林業センサスの数値を反映させたものを記入しております。そのため、2020年の農林業センサスで調査分類がなくなった主業農家数や農業就業者数については記載しておりません。</p> <p>それでは、農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)から説明させていただきます。</p> <p>1、農家・農地などの概要。</p>

農家戸数ですが、総農家数は1,006戸、自給的農家数713戸、販売農家数293戸でございます。

次に、経営数ですが、認定農業者79人、基本構想水準到達者19人、認定新規就農者9人、農業参入法人9法人でございます。

耕地面積合計829ha、経営耕地面積合計304ha、遊休農地面積合計4.7ha、農地台帳面積合計1,111haでございます。

次に、2、農業委員会の現在の体制につきましては、記載のとおりでございます。続きまして、23ページを御覧ください。

Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化。

1、現状及び課題。

管内の農地面積829ha、これまでの集積面積45.3ha、集積率5.47%。課題といたしましては、農業従事者の減少・高齢化などによる遊休農地の増加、分散さく圃、営農状況などが、農地の確保・有効利用を図る上での課題である。

次に、2、令和3年度の目標及び活動計画ですが、集積目標46.3ha、うち新規集積目標は1ha。活動計画、年間を通じ、市や農地中間管理機構、農協（円滑化団体）などと連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望するもの、その他復元可能な遊休農地などについては、市単独整備事業の和泉市遊休農地再生利用事業の利用促進を実施、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地については、地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員により情報の収集、期間満了を迎える利用権設定の農地について、リスト化を行い利用集積に努める。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1、現状及び課題ですが、新規参入の状況として、30年度新規参入者数は4経営体で取得した農地面積1.7ha、令和元年度新規参入者数は1経営体で取得した農地面積は2.6ha、令和2年度新規参入者数は7経営体で取得した農地面積2.6ha、新たに農業経営を営もうとする者が少数であることが課題でございます。

2、令和3年度の目標及び活動計画。活動計画参入目標数は2経営体、参入目標面積は1ha、活動計画として新規参入希望者には農地中間管理機構、市町村と連携を密にし、農地のあっせん、営農指導、補助金の申請などを支援する。

続きまして、24ページを御覧ください。

Ⅳ、遊休農地に関する措置。

1、現状及び課題。

管内の農地面積833.7ha、遊休農地面積4.7ha、割合が0.57%。課題、高齢化と担い手不足により遊休化が進んでいる。耕作困難であり、利用集積・集約化に適さない農地がほとんどであり、荒廃化している。

次に、2、令和3年度の目標及び活動計画。

目標、遊休農地の解消面積1ha、目標設定の考え方、市と協議の上、過去の実績などから設定した。

活動計画、農地の利用状況調査につきましては、調査員数31人、調査実施時期は

8月から9月、調査結果取りまとめ時期は9月から10月、調査方法は農地パトロールでございます。農地の利用意向調査は、調査実施時期が11月から2月、調査取りまとめ時期は2月から3月でございます。

続きまして、V、違反転用への適正な対応。

1、現状及び課題。

管内の農地面積829ha、違反転用面積6.3ha。課題といたしましては、違反転用は転用後であると転用目的によっては復旧費用が多額になることが多く、違反転用者が即座に対応できない場合が多く、転用施行前の対応が必要であり、農地所有者への農地法などの周知が必要である。農地法を知らずながら転用する案件も多く、抑止力のある対応策が必要である。

2、令和3年度の活動計画。

活動計画、農業委員及び農地利用最適化推進委員による担当地域での農地パトロールによる監視活動に努めるとともに、農業者などへ農地法などの周知に努める。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

ございませんか。

式森委員

いいですか、すみません。

耕作地とか遊休農地に関するこの話、前々から出ているんですけども、それ復旧不可能な土地とかという言葉が出ていますけれども、これに関して、復旧する場合、補助金とかそんなものはあるんですか。

事務局

遊休農地をほかの方が借りて耕作する場合、草刈り費用などを農林課のほうが独自で補助金などを出していると、そういった制度がありますので、そういった利用で活用できる方はそちらを御案内すると、そういう形になっております。

式森委員

分かりました。

橋本委員

ちょっとよろしいですか。

なかなか目標等について正確に評価するというか、設定するというのは難しいと思うんですけども、例えば、23ページの2の令和3年度の目標及び活用計画の新規参入者2件になっていますね、2経営体に、23ページの新規参入者の目標。去年の実績7ですね、令和2年。先ほど御審議いただいた新規参入者でもう既に2件、先ほどの報告で2件ありましたよね、たしか。先ほどの報告で新規参入者2件ありましたでしょう。そのような実態から見て、この2件というのはどうなんですか。十分な、客観的に吟味して妥当な数値かどうかというのは、その辺の評価はどう考えているのかなんですが。そもそもこの2というのはどこから出てきたんですか。過去数年間のずっと実績を見ながら出てきた数字なんですか。

藤原副会長

今、相談受けているんやね。

事務局

いや、受けているんじゃないくて、もう過去の実績を踏まえつつです。あまり無理やりに数字上げるんじゃないくて、現実的には2経営体ぐらいかなとは。

藤原副会長　もう事前に相談はある程度受けているのかなと思った。

事務局　いや、相談は全然まだまだ受けていないのが現状です。

橋本委員　過去の実績から見て、この2あたりが一番妥当な数字でしょうというのが、事務局の考え方として設定されたという経緯ですね。

事務局　事務局の考え方です。はい、そうです。

橋本委員　ちなみに、市町村によって実態違うから単純に比較できませんけれども、類似市、和泉市と比較的よく条件の似た市あたりの数値というのは大体こんなものなんですか。

事務局　申し訳ないです。その辺のデータ、事務局そろえていないです。自分のところの数値しかなかかなか見られていないのが現状です。

橋本委員　もちろん数字をどんどん増やすということはいいものでない。

事務局　ただ、市町村でも比べる数字というのが大概、市町村で比べれば、普通の行政で言えば、人口比率でという調べ方あるんですけども、この農業に関して調べるというのは、なかなか類似市町村というのが、農地の広さで見るとかなと思うんですけども、やっぱりそれ相応にほかの市町村も変わってくるころは結構あると思うんで、なかなか比べにくいかなと思っています。

橋本委員　おっしゃるとおりだと思いますけれども、特に新規就農者については、全国的にもそうですし、当然大阪府もできるだけ多くの新規就農者を迎えていくことが、農業の持続的発展のためには不可欠だと思うんで、この2という数字をどう評価するのかというのには。

西辻委員　元年1件で、2年が7件って、えらい差があるね。

事務局　ごつつ差あるんです。これだけ見てもごつつ差あるんで。いや、ほんでこれが極論に、西辻委員がおっしゃるように、もう真ん中取ってという話にもなって聞かれるんですけども、なかなかその数字が上がってしまうんで、事務局もなかなかその数字を3とか4とかという数字を上げるのはつらいかなと思っています。

西辻委員　そんなもの計画やから分からへんもんね。

事務局　計画なんで、それを超えても数百%超えたって全然問題ない話なんで。

橋本委員　大いに結構です、これもう7、8になったら。

西辻委員　いつも特別審査会でかけているやつ。

事務局　そうです、そうです、新規就農の。

藤原副会長　これ普通予算化せなあかんのかな、新規就農者に対する経営……

事務局　それは農林部局のほうで、申請出てきて……

藤原副会長　そういうのもある程度それを見ながら、あれは補正とかなんで、もし増えてきてもいけるやろう。

事務局　増えたらまた補正したり、その辺は財政との話で。

藤原副会長　やっているんですか。何とか芽出しだけやっというて。そうでないとね。

橋本委員　ということで、特に2が間違いだとか、問題があるとかというそういう意見じゃございませんが。

事務局	我々もそう思っています。あくまでももう数字として上げるとなれば、もう整数の数字しか上げられないんで。
藤原副会長	なかなか待機がおるとか、次の枠のときに上げたいって、そういう事業じゃないもんな。そんなんやったら、もう次わしやりたいんやとか、よそから話があるんやったら、それも考えられるけれども、そんなんと違いますねんな、あれ。
事務局	なかなか難しい数になってくるんで。
橋本委員	評価達成をしたのは大いに結構だということで、妥当なところですね。
事務局	そういう計画の数字としては、委員さんで皆さん上がっているよということを御認識いただいて、もし相談あったら、また事務局にも声かけていただいたら、いろいろ相談に乗らせてもらおうかなと思っています。
西辻委員	これ計画が2で、結果は7とか8出ても全然そんなん問題ないの。
事務局	全然問題ないです。全然問題ないです。
	いや、皆さんの御尽力いただけたんかなと思って。
藤原副会長	議案6については、このとおり公表することとさせていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 続きまして、議案書25ページをお願いいたします。 議案第7号 和泉市農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和47年7月1日法律第58号）第13号の規定に基づき、和泉市農業振興地域整備計画を別添のとおり変更したいので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。
事務局	この議案につきましては、産業振興室農林担当からの説明になりますので、引き続き、農林担当のほうから御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
農林担当	産業振興室の農林担当の藤里でございます。本日どうぞよろしく願いをいたします。 それでは、和泉農業振興地域整備計画の改定案につきまして御説明させていただきます。 着座で説明させていただいてよろしいでしょうか。 まず、資料の確認をお願いいたします。 1点目といたしまして、農業振興地域整備計画改定の概要ということで。 そしたら、資料そろっていますね。
藤原副会長	26ページですね。
農林担当	そしたら、26ページの概要を基に説明させていただきます。 1番の農業振興地域整備計画でございますが、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、市が策定しているものでございます。農用地として利用すべき土地の区域であったり、農地利用の方向等に関する事項を定めているものでございます。

よろしいでしょうか。

前回、平成25年の全体改定から5年以上が経過してございまして、農業を取り巻く環境、その他情勢の変化等を勘案し、今回全体の見直しを行うものでございます。

今回の見直しのポイントでございまして、2、農用区域の変更についてに記載してございまして、農用区域の面積算定方法の変更でございまして、これまでの整備計画では、図面上の計測による面積を記載してございましたが、登記等の公簿面積により適切な数値管理を行う必要性がございまして、登記面積への置き換えをまず行いたいと考えてございまして、この公簿面積の置き換えにより、農用区域の面積数値が405.4haから231.4haと約半減になりますが、実際の農用区域面積が減少するものではございません。

次に、②農用区域への編入及び除外等の対象箇所でございます。農用区域への編入を検討する箇所は、農地がおおむね10haの一団を形成しており、営農意欲が高い地域や基盤整備を実施する区域といたしますが、こちらは現時点では対象区域はございません。ただし、今後の農地整備等の見込みを考慮し記載しているものでございます。

続きまして、除外を検討する箇所でございます。1点目といたしまして、周辺の営農環境に影響がなく、一団の農地として形成されておらず、法第13条第2項、一筆除外要件に該当する土地と、それと同じく、人の手が加えられずに山林・原野化となっている土地、いわゆる耕作放棄地等で、今後、営農が見込めない土地、これらの対象となる土地が32.6haでございます。公簿に置き換えた後の農用区域面積231.4haから、今回除外する面積32.6haを差し引きますと、今回改定後の農用区域面積は198.8haとなる見込みでございます。

A3のカラーの農用区域図案を併せて御確認ください。

市内の農用区域は、農業上の特色や地域特性、周辺環境条件等から11地域に区分してございまして、今回、農用区域に継続する区域を黄色で着色してございまして、指定から除外する区域を赤色で着色してございまして、

なお、こちらが市が作成した地番参考図を基に作成してございまして、実際の形状とは若干異なる場合がございますので、御了承ください。

続きまして、その他でございます。

こちら今回変更対象となるものではございませんが、区域図2ページの左上、南池田地区で土地利用の混乱が問題となっており、国道170号沿線や、区域図1ページの左上、桑原地区におきましては、市街化に隣接して大阪岸和田南海線の供用開始が見込まれることから関係部局との調整を図り、必要に応じて今後見直しを検討することと記載してございまして、

なお、整備計画の新旧の対照案につきましては、現行計画から変更となる箇所を左右対称に記載させていただいてございまして、御確認のほうよろしく願いいたします。

最後に、今後のスケジュールでございまして、JA等関係団体、大阪府、市役所の

	<p>庁内関係課等への意見照会を行いまして、夏頃にパブリックコメント手続、その他公告、縦覧等の法手続を経まして、秋頃に計画策定を予定してございます。各種意見照会等の段階でいただきました御意見等に関しましては、都度検討の上、修正等の必要な対応を行ってまいりますので、御了承のほうよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、簡単ではございますが、農業振興地域整備計画改定案の説明とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
藤原副会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>農林担当からの説明が終わりました。</p> <p>これについて、異議、意見はございませんか。</p> <p>なかなか細かいところで難しいところですが。</p>
橋本委員	<p>ごめんなさい、ちょっとだけお願いしたいんですけども、7の南池田地区、ここはかなり農振除外地域が多いと思うんですが、ちょっともう少し中身を説明していただけないか、理由について。</p>
農林担当	<p>7の南池田地域に関しましては、黄色い着色部分と赤い除外部分が非常に着色部分が多いかなというふうに理解してもらえます。この赤い部分に関しましては、実態上、山林・原野化、農地がしている、いわゆる南池田地域、従前より果樹の産地を形成してございましたが、以前の園地対策、ミカンの園転事業等を踏まえまして、例えば廃園等を行った農地がそのまま継続されていたりというような状況の中で、実態としたり現場は山林・原野化してございますので、そういうところは今回農用地区域として除外させていただく。ですから、南部地域のほうに関して、比較的全体的に見ても、4の横山西であったり、5の横山東であったり、6の大野、7の南池田という山手の農用地が比較的赤い着色部分が多いのは、いわゆる森林・原野化している農地に関して今回見直しをかけていくという、そういう方針でございます。</p>
西辻委員	<p>白いのは。</p>
農林担当	<p>白いところは、市街地であったり農用地区域に指定されていない田であったり雑種地であったり、そういう土地になります。</p>
西辻委員	<p>農地じゃないんですか。</p>
農林担当	<p>農地かもしれないですけども、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域という規制がかかっていない普通の農地というか雑種地ということでございます。</p>
藤原副会長	<p>これ別に白いところ、これから市街化するという意味ではないでしょう。</p>
農林担当	<p>はい、意味ではございません。</p>
藤原副会長	<p>調整区域は調整区域やけれども、その中での農用地のところから除外するという意味ですか、今回のこの話は。</p>
農林担当	<p>はい。</p>
西辻委員	<p>地目山林でもあるやんか、農振のかけた山林でも、農業振興地域の。</p>
農林担当	<p>そうですね。</p> <p>登記が山林であっても農用地区域というような実態もあつたんですが、今回見直し</p>

の中で、登記が山林であって現況も山林で、今後農地造成で新たな農地等をまた創出していくような計画がないエリアに関しては、もう農地としての見込みというのなかなか困難でありますことから、除外の対象とさせていただいたところでございます。

橋本委員 もう一つ確認ですけれども、面積算定の変更で、かなり大幅に農用地の面積が減っていますが、そのことによって、例えば、農業関係の補助金とか農業委員の人数の設定とか、そういうものにマイナス面の影響というのは当然ないんでしょうね。

農林担当 はい。補助金の額……

橋本委員 補助金算定の基礎になりますから。

農林担当 面積は特に関係なくて、例えば、要件としてあるのが、その受けた土地が農用地に指定されているかどうかということだけが、ほとんどの補助金の要件になっていますので、特に面積ががさっと減ったからといって、補助金が減らされるとか、農業委員会さんの委員のメンバーが減らされるということとはございませんので。

橋本委員 それとは一切連結しないということですね。

農林担当 はい、そうです。連動していません。

西辻委員 補助金というのはどこがかけるんや、府がかけるんか。

農林担当 何がですか。

西辻委員 この農業振興の色変えるのは、府がかけるわけか。

農林担当 これは市が決定することになります。

西辻委員 こんな勝手に地主のあれなしにぽんと色かけてるやろう、今まで。

農林担当 そうですね。過去にはそういうことが……

西辻委員 地主が外してくれと言うたらやっぱり外したって、かけてほしいところはかけたって、そのほうがええん違うん、個人のあれを尊重して。勝手にかけたり抜いたりするよりは。

農林担当 全く所有者さんの意向に沿ってしまうと、もう虫食い状態になってしまって、一団性とか確保できないので、ある程度意見を聞き、固まったエリアで、指定するエリアと外していくところというふうに判断させていただいております。

藤原副会長 例えば、昔やったら、桑原のところなんかやったら、これ花の産地として残したいとあって、あえて政策的に残しているとか、そういうのもあるんですね。

農林担当 ございますね。

西辻委員 それ地元の人意見で農振当たたらええけれども、外してほしい地域のところへは皆自由に外すようにやったたらいいかな。

農林担当 すみません。今回、アンケート調査等々も加えて、全筆やっております。そういったところで、農用地の除外に関しては、先ほど課長の説明あったとおり、一定のルールがございます。そこに適用されるようなところに関しては、できるだけ除外という形は持っていったところです。

それともう一つ、面積算定のほうでございますけれども、この件に関しましては、登記の面積ですと今まで除外していますので、どこかの時点でこれを切り替えると

	<p>いうこと、これは5年前も同じような議論になったと聞いていますので、今回大阪府と協議調整図った結果、今回やりましょうという、そんな状態でございます。</p>
西辻委員	<p>だから、調整区域と、市街化の田は固定資産違うの分かってんやけれども、農振のかかっている調整区域と、かかっていない調整区域だったら、やっぱり税金が変わるんですか。</p>
農林担当	<p>固定資産は変わらないというところなんです、相続税に関して、若干農用地区域の場合は倍率が違うという。</p>
田口委員	<p>でも、農用地の中で遊んでいる原野になっているのもいっぱいあるよな、もう。</p>
農林担当	<p>そうですね。</p>
田口委員	<p>こんなんして赤でつけているけれども、もっとあるよね。</p>
農林担当	<p>はい。もっとあるところなんですけれども、アンケート調査で除外を望まれない地権者の方もいますので、そういうところは今回特にいらっていないんです。</p>
藤原副会長	<p>ただ、いわゆる山との境目のところを農振地域から外すことにおいて、余計荒地地みたいなもので広がってくる心配も出てくるような気がするんやけれども、今まで農地やから、私らでもまたパトロール行ってもうちょっと管理してくださいと言うけれども、外してしまうと行かないですよ。もう管理してくれなかったら、だんだん荒地地化してしまっ、そういう危惧もちょっとあるような気がするんやけれども。</p>
農林担当	<p>そうですね。確かに農用地区域から除外したとしても、いわゆるまだ登記の農地としては変わらないんで、そこがまた継続して農地パトロール等の対象地にもなってくるのかなと。</p>
藤原副会長	<p>なかなか水の便が悪かったらもう放置化されて、入っていくのも怖いようなところありますよな。その辺のことも踏まえた中で、単にもうそうやってきたら何か外すわということではいかがなものかなと思うときもあるんです。私らも8月頃パトロール入るとき、入っていくの怖いようなところあって。もうこれは戻されへんと言いながらよく歩いたりしているんですよ。</p>
前田委員	<p>これは仮に黄色、農地の着色分について、その中でこれは個人的な意思を聞かんと、市と府とで黄色を決めているわけですわな、個人の意見を聞かんと。</p>
農林担当	<p>いや、多分これもとも昭和48年ぐらいに設定していると思うんですけど、恐らくやっぱり当時推測されるのは、国の事業を入れようと思ったら、農用地区域というところが必要になってくるんで、例えば、その横山とかでしたら、ミカンの共同防除機械入れたりとか、あるいは池田下等であれば、ちょっと共同でハウスを整備したりというような、国の事業を導入するときにその区域……</p>
藤原副会長	<p>昔、園芸団地整備事業とか、それをするためやな。農道つけたりな。</p>
農林担当	<p>ですから、そういうときに地域から設定してくるというところで設定したんで、多分始まりとしたら、みんなで話し合った結果、事業を受けるためにというような。</p>
前田委員	<p>いや、それもやっぱり個人的な家庭の事情が変わってくるんで、農振に走ったという方もあるねん。</p>
藤原副会長	<p>昭和48年からやったら大分なりますわな。家庭の事情がごっつい違うわな。</p>

前田委員 農林担当	それがどうしても外されんわけでは、そうでもないんやね、個人的な。 外すやっぱり要件というのがございまして、法律の中でその要件というのが定められていますので、それに該当していたら外れるし、それに該当していなければ外れないというような法の仕組みでございまして。
前田委員 農林担当	何か条件があれば外してくれるの、それに該当したら外してくれるわけやね。 一筆除外の場合はそういうことです、はい。
藤原副会長	都市基盤整備との絡みもあるんでしょう。都市基盤整備とか水道なり下水なんか入れているとか、そういう計画との方向もあるん違いますの、それはない。
農林担当	そうですね、市街化区域の線引きで、市街化区域にしようとしたら、やっぱり農用地区域であれば、当然市街化にはならないんで、特に桑原のエリアに関しては、非常に微妙なラインになってくるんで、今後、またそういう線引きも踏まえた検討というのはやっていくという方針。
農林担当	基本的に和泉市で1,000haの農地ございましてよね。この農用地というのは、今この数字を入れ替えて200haぐらいになるんです。400という数字が200になるんですが、じゃ、農用地って何のために設定しているというのは、あくまで国庫補助事業の導入をしやすい用地にするという、山で言うと保安林みたいな感じなんですけれども、ちょっと意味合いが違っているかも分かりませんが、基本今回見ているのは、今後十数年以上、農業計画を立てられることを前提として農用地ってどうやろうということと、あと、市街化近隣においては都市的な利用と農的利用の調和というんですか、バランスを含めて、その辺もどうするというのも今回導入しています。そこら辺は、農用地の見直しに関してはトータル的にどうやというのが今年度大まかな大きな編入というんですか、変化、変更という形になってございまして。特に今回はすごい面積的には除外しているんですけども、ちょっと大きくそういった視点で、まちづくりのことも含めた考え方で変更計画を立てておりますので。
藤原副会長	何か別にこの辺で農地基盤整備事業するとか、そういうのがあるから入れた、外したというところは今回はないですね。
農林担当	そうですね、具体的に話がまとまったら、今後また入れていくというところなんですけれども、現在、そういうやっていきたいというような御意向ある地域はあるんですけども、まだ具体的なところまでには至ってございませぬので、新規の追加というのは今回はない。
藤原副会長	行政から積極的にそういう話はないわね。 いや、何を言いたいかというのと、この道が狭くて、一団の、例えば、具体的なのを言うと、僕パトロールに行ったりいろいろ頼まれて行って、乗馬クラブの下の辺なんかでも、車が大きなのが入らんような道ばかりで、田んぼはあるんやけれども、もう次、後継者おらんで、それで荒れてくるようなところありますやんか。それを将来的には行政が積極的に入って、何らかの基盤整備ができたらいいなと思うんやけれども、あの辺の人らかって、ほんでもう規模が小さいから、前田委員さんなんかよく知ってはると思うんやけれども、今の機械で入るといっては入れへんわね、あそこら

で。そういうところもある程度行政の主導の下で、積極的に基盤整備とかできたらいいのかなというのは僕の希望なんですけれども、それでないと、そういうところが増えてくると思うんよね。

農林担当 　　いわゆる圃場整備というんですかね。

藤原副会長 　　そうそう、圃場整備をもう少し何かできへんかなと。昔は府版の園芸団地整備事業なんてある程度、構造改善事業までいかんけれども、規模の小さいのはあったんやけれども、そうしていかんと、この頃後継者がおらんから、まとめて農地としてやってもらえるところが少なくなってくるし、どないしたらええんかってよく相談されるんやけれども、僕かって今さらこの年で積極的に前向いて行かれへんしなと思うようなときもあるんやけれども。

農林担当 　　今、そういう該当地というのは、検討、調整しているところもないことはないんです。あるんです、実際に調整はしている箇所もございます。

藤原副会長 　　そうしていったらね。ほんだら、営農される人、大規模的にもやってもらえる人も、やってもらいやすいと思うんやけれども、方々に荒れ地がぼっぼぼっぼと入ってしまっ。

農林担当 　　やっぱり圃場整備の場合は、全体の合意形成が調うということが絶対条件になってございますので、そういったところは今も、あえて場所はちょっと伏せておくんですけども、いろいろ地域の中で調整されているということを知っております。

藤原副会長 　　それも何かちょっとある程度行政主導で、1人ぐらい反対していてもいけるような法改正も踏まえた中でできるようになったらいいのになと、僕は昔からずっと思っていたんやけれども。

田口委員 　　その地区で5mの道をつけますと、2haありますと、ここに農地が。軽四しか入らない真ん中をずどんと、と併せて周りを区画整備するというような感じのようやつはできないんですか。

岡田委員 　　たまにやっているよな。

農林担当 　　圃場整備事業そのものは残っていますので。

藤原副会長 　　そしたら、減歩してでもそないしたほうがいいと思うんやけれども、なかなか今の人もうちょっと新しいと思うんやけれども、考え。昔の農家の人というのは頭固いから。

西辻委員 　　地元に来てくれたら、何ぼでもするよ。

農林担当 　　そうなんです。基本は土地改良法というある一定の法律に基づいて申請をするんです。地域から申請を上げる、いわゆる申請主義です。それに応じて、行政が入っているという状況になるんで。

藤原副会長 　　なかなか申請主義というと、まとまらへんわな。

農林担当 　　そうですね。ですので、その前段階、前裁きの段階で行政がある一定入らせていただいて、今は一緒にそういう説明会の中で話し合いをして、最終やっぱり土地所有者の問題になりますので、するしないの判断がそこに出て……

西辻委員 　　その整備事業は全額行政があれ、地元も負担せなあかんねんな、割かし。

農林担当	2パターンあるんですけれども、ないやつとあるやつがあるんですけれども、はい。
藤原副会長	減歩することにおいて、何ぼかを売って、その費用をその金に充ててやる方法とか。
西辻委員	あれはややこしい。うち頼まれたことある。1回全部ちょっと測量やって、道路抜いて、あんだのところ何ぼ減るよみたいな話で、土地を残したやつを金に換えるとか、いろいろそんな方法も早く計画せなあかんわ。よく伸びるところやったらええけれども、減るところやったらあかんわ。
農林担当	今、農地中間管理機構を通じて、貸し借り前提で整備したら地元負担が必要ないとか、いろんなメニューも新たに創設されていますので、また地域のほうでそういうお話がございましたら、我々和泉市と大阪府のほうでちょっと事業の説明というのは随時……
田口委員	その代わり、一生農地やな。
農林担当	そうなんです。大体いつも結局成立しないのが、きれいに土地が整備されたら、農地以外の活用できるというところであれば、恐らく土地所有者にとっても進むかも分からないんですけれども、やっぱり農水事業を入れるということは、農地としての整備を行っていきますので、きれいになった後も農地として使っていただくという。
西辻委員	何年とか決まってんの。
農林担当	いや、もう基本的には農用区域に設定しますので、農用区域としての縛りをかけていくということになります。大体まとまってこないのが、今言う農地の減歩の問題で、やっぱり現状の土地に関してかなりの割合で狭くなるというようなところと、あとはやっぱり新たに農地として活用されても、都市的な利活用はできないというような、そこはもう間違いない。
西辻委員	よう2分の1とか多いよな、2分の1。
農林担当	そうですね。
藤原副会長	農地中間管理機構あたりががばっとやっていただいて、ほんで、それをやってもらえれば、そういう心配もなくなると思う、みんなが。今すぐに答えの出ないようなことでしたけれども。 農林さんの説明が終わりましたけれども、もうそれ以上ありませんか。 各委員さんからいろいろとお話しさせていただいたんですが、個々の意見は農林課のほうで受け止めていただいて、今後の行政の中にできる限り対応していただけるよう、本日の議案についてお願いしたいと。 本計画案については、農業委員会としては、意見は特になしということによろしいでしょうか。 (異議なしの声) そういうことで、ほんだら、よろしく。 長時間になりますけれども、次に、報告案件に移ります。 議案書28ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理

について、農地の賃貸借権解約 1 件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告します。

29 ページを御参照ください。

次に、議案書 30 ページ、報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 4 件を、専決により受理したので報告します。

31 ページを御参照ください。

続きまして、議案書 32 ページ、報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転 3 件を、専決により受理したので報告します。

議案書 33 ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

その他、何かこの機会ですので、御質問等はありませんか。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

本日はまた会長欠席の中、スムーズな議事進行に御協力くださりましてありがとうございます。これにて、無事終了いたします。

ありがとうございます。

閉会時間 16 時 05 分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

藤原副会長

委 員

委 員